

第1回国立市介護保険運営協議会

平成30年4月23日（月）

【林会長】

皆さん、こんばんは。定刻となりましたので、第1回国立市介護保険運営協議会を始めたいと思います。

それでは、会議次第に沿って進めてまいります。まず最初は、委嘱状交付でございます。3月31日付で、国立市社会福祉協議会からの推薦を受けた木藤委員から辞退届が提出されました。その後任の委員が決定しましたので、国立市より委嘱状を交付してもらいます。

それでは部長のほうから。

【健康福祉部長】

委嘱状、星野誠様。国立市介護保険運営協議会委員を委嘱します。委嘱期間は、平成30年4月23日から平成31年3月17日までです。平成30年4月23日、国立市長永見理夫、代読、健康福祉部長大川潤一です。よろしくお願いします。

【林会長】

星野委員、どうぞよろしくお願いします。

【星野委員】

よろしくお願いします。

【林会長】

では一言、ご挨拶。

【星野委員】

先ほど、会長のほうからご案内があったとおり、社会福祉協議会の人事異動等もございまして、前任の木藤が、3月31日をもって退任、退職いたしました。かわって私、星野が参画をさせていただくということで、法人のほうから推薦を受けてまいりました。

お顔を何度か合わせてきた方もいらっしゃるかと思いますが、ちょっと前まで、市役所のしょうがいしゃ支援課でお世話になっておりまして、いろんな会議等々でも顔合わせをした方々にお会いできるということで、障害者支援のほうに2年かかわり、高齢のほうはちょっと少し時間があいてしまったんですが、足手まといにならないよう、しばしちょっとおぼつかないところもあるかと思いますが、ご指導いただければと思います。よろしくお願いします。

【林会長】

よろしくお願いします。

それでは、2番目の議題でして、議事録の承認についてであります。お手元に配られたのは、第18回から21回までだと思うのですが、その前に第17回議事録について、事務局のほうからお話がありますので、よろしくお願いします。事務局、お願いします。

【事務局】

皆様には、今回18回から21回までの議事録をお送りさせていただいたんですが、その前に第17回の議事録で、ページでいいますと18ページの真ん中当たりで、新田先生が発言されている部分なんですが、「バースレスインデックス」という表記になっておりました。その当時は、事務局のほうで気がつかなかったんですが、その後、バースレスインデックスではなく、「バーセルインデックス」というのが正しいということがわかりましたので、すみません、承認後の訂正になってしまいますが、修正のほうを

お願いいたします。

そして、今回第18回の議事録の最初の部分で、林会長が、ここのバースレスインデックスのことを発言されていまして、そこも「バーセルインデックス」に、こちらは直ささせていただいたんですが、第17回は、皆様にお配りしているほうが直っておりませんので、そちらの訂正をお願いいたします。

以上です。

【新田委員】

プロナレーションの問題で、あれをバースレスというのか、バーセルというのか、そんなような問題でございます。よろしく申し上げます。

【林会長】

ありがとうございます。それでは、バーセルインデックスについては、特にございませんね。

それでは、第18回から21回まで、4回分まとめてなんですけど、何かお気づきの点、ございましたらお願いします。

特にないようでしたら、このとおり承認してよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

【林会長】

ありがとうございます。では、そのようにさせていただきます。

次に、会議次第の3ですが、高齢者支援課事務局の体制についてであります。4月1日付で人事異動がございました。事務局から説明していただきます。

【事務局】

それでは皆様、お手元に本日付の介護保険運営協議会資料として配付させていただいております、平成30年度高齢者支援課事務担当者名簿をごらんください。こちらのA4の縦長の資料になります。こちら、平成30年4月1日現在での高齢者支援課と、それから健康福祉部長の名前と、それぞれの内線番号を載せさせていただいております。

健康福祉部長は異動がございまして、前任の藤崎は、政策経営部長に異動となり、そして地域包括ケア推進担当課長であった大川が、健康福祉部部長に就任ということになりました。

そして、高齢者支援課としては、課長のほうは私馬場が変わらず拝任させていただいております。そして、大川の後任として、地域包括ケア推進担当課長は、葛原千恵子が、以前は高齢者支援課の課長補佐をしておりましたが、新たに就任するということでございます。

そのほかに、介護保険系のほうは大きく異動はございませんが、1人、主査だった稲木が子育て支援課に異動となりまして、後任として、主任職であった中田啓介が、新たに介護保険係主査に昇格というところでございます。

そして、高齢者支援係の係長と健康福祉部主幹を兼任しておりました網谷が、定年退職となりまして、現在はシルバー人材センターで勤務を始めております。後任としましては、高齢者支援係は係長不在となりまして、係長の事務の取り扱い、私、馬場が取り扱うということになりました。そして、網谷の後に、主事職ですけれども、磯という者が新たに、高齢者支援係に総務課から異動ということで着任しております。

また、地域包括支援センターでは、新たに社会福祉協議会から清水という者がやってきており、入れかわりで提橋という職員が福祉総務課に異動になっております。そしてもう一人、地域包括支援センターでは、この名簿の一番下になってございますけれども、新人として松崎という職員が入職しております。

名簿としての説明は以上なのですが、それぞれ新しく入ってきた、あるいは職が変わった職員について、ちょっと一言ご挨拶させていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

【健康福祉部長】

改めまして、皆様、こんばんは。4月1日付で、地域包括ケア推進担当課長から健康福祉部長に着任をいたしました、大川潤一でございます。日ごろから、国立の介護保険運営と地域包括ケア推進施策もろもろに関しまして、林会長、新田副会長をはじめ、委員の皆様には大変なご尽力を賜りまして、まことにありがとうございます。

またこのたび、おかげさまをもちまして、国立市地域包括ケア計画、いわゆる第7期介護保険事業計画と第5次高齢者保健福祉計画の合体版でございますが、こちらを作成することができました。委員の皆様には大変ご多忙の中、手づくりで、中身の濃い答申をいただきましたこと、重ねて御礼を申し上げます。

市の地域包括ケアは、これまでどおり、「安心して豊かな暮らしを続けることができる」、「地域社会に参加できる」、「認知症や重度要介護でも住み続けることができる」、「一人暮らしでも住み続けることができる」、この4つの規範のもと、在宅療養、認知症施策をさらに推し進めていくとともに、介護予防、また平成29年度からのフレイル予防事業、さらには地域の生活支援コーディネーターの方々の配置、このあたりにも力点を置いて、今後の展開を図ってまいりたいと考えてございます。

なお、高齢者の方の住まいと、住まい方の問題、ケアマネジメントや多職種連携の課題、意思決定支援についてなど、まだまだ課題は山積してございます。平成30年度から始まる保険者機能の評価、これらも含めまして、これからの介護保険の運営、地域包括ケアの推進に関しまして、ますます皆様からのお知恵をいただきまして、国立ならではの制度設計や運営方針につなげてまいりたいというふうに考えてございます。

私も含めまして、健康福祉部高齢者支援課が新体制となりました。今後とも、皆様にご協力をいただきながら施策を進めてまいりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

【事務局】

それでは次に、新しく地域包括ケア推進担当課長に着任いたしました葛原からご挨拶させていただきます。

【地域包括ケア推進担当課長】

皆さん、こんばんは。地域包括ケア推進担当課長に着任いたしました、葛原と申します。私も、地域包括支援センターの職員となりまして7年、今年で8年目になります。今までの経験等を生かしながら、また、この協議会の皆様方といろいろな意見を交換しながら、引き続き地域包括ケア推進に携わっていきたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

【事務局】

そうしましたら次に、稲木の異動の後、新たに介護保険系の主査となりました、中田のほうから、挨拶をしてもらいたいと思います。お願いします。

【介護保険係主査】

介護保険系の主任から主査となりました、中田でございます。これまでも、多方面でお世話になってまいりましたが、今後ともよろしくお願いいたします。

【事務局】

次に、新たに高齢者支援課に配属になっております、高齢者支援係の磯のほうから挨拶させていただきます。

【高齢者支援係主事】

高齢者支援係に、4月から異動になりました磯と申します。福祉の分野は初めてなんですけれども、頑張りたいと思います。よろしく願いいたします。

【事務局】

それでは次に、地域包括支援センターに配属になりました清水から、挨拶させていただきます。

【地域包括支援センター主事】

3月までは、社会福祉協議会のほうにいたんですけれども、この4月から、地域包括支援センターに配属になっております。よろしく願いいたします。

【事務局】

最後に、地域包括支援センターに新たに配属されました、松崎でございます。

【地域包括支援センター主事】

初めまして、松崎祥吾と申します。4月に新卒で入職しましたので、ちょっとまだ勉強中の身ですが、どうぞよろしく願い申し上げます。

【事務局】

以上が、高齢者支援課で、新たな職、あるいは新たに高齢者支援課にやってまいりました職員の挨拶でございました。ありがとうございます。

以上でございます。

【林会長】

ありがとうございました。

それでは次に、会議次第の4ですが、地域包括ケア計画についてです。今、皆様には地域包括ケア計画が届けられていると思いますが、事務局から報告していただきます。

では、事務局お願いします。

【事務局】

それでは、先日送付させていただきました地域包括ケア計画、こちらのほうは、以前報告させていただいたものとほぼ変わりはない形で、一部分、表現であるとか語尾であるとかというところは修正させていただきましたが、ほぼ、皆様方に先日報告させていただいたものと変わりはありません。

ただ、今回新たに、地域包括ケア計画を策定させていただきました、その計画年度である平成30年度に、既に入っているというわけでございますけれども、またこの、地域包括ケア計画の進捗状況等の確認、あるいは事業の評価であるとか、そういったところが、また新たな、私どもの大きな取り組みとなってまいりますし、また、介護保険運営協議会の皆様にも諮らせていただき、検討していただくということになってまいりますので、そのうちの幾つかの代表的な取り組み、あるいは検討していただくような部分というのを紹介させていただきたいと思います。

こちらの事業計画自体の評価や取り組みにつきましては、新たに平成30年度から、この4月から改正された介護保険法におきまして、各市町村で、取り組みであるとか目標であるとかといったものが、この事業計画で、国立市の場合も取り入れているわけですが、そこの部分の取り組みにつきまして、プラン、ドゥー、チェック、アクションと、いわゆるPDCAサイクルと言われる評価と事業内容の確認評価、そして、よりよい方法への修正というのをやっていくというサイクルを確立しようということが言われておりますので、そこら辺を意識しながら、少しこの事業計画に沿って説明させていただきます。

まず、出だしのところの統計等の部分は、また改めて検討というところではないので

すけれども、9ページ目で、国立市の地域包括ケアシステムという部分がございます。地域包括ケアシステムを実現するための取り組みについて記述しているところで、第5期から始まって、第6期、そして今回第7期に入っているんですが、その中段のところに、第5期事業計画では、方向性を確認して1番から5番までの解決策を示して取り組んだと。その後、第6期事業計画において、今後の地域包括体制の構築に向けて新たな課題として、介護予防や中重度の要介護認定者の地域でのケア、そして3として、認知症の方が地域で可能な限り安心して過ごせる支援体制というところの項目が加わって、第6期の取り組みでは、まだこの介護予防であるとか、中重度の要介護者の地域でのケアであるとか、認知症の方の支援体制というのは、十分な効果が得られているとは思えないという結論に至りましたというところが、今回の第7期の事業計画である、地域包括ケア計画で記述されているところなんです。また引き続き、こういった介護予防について、これはこの後でまた触れると思うんですけれども、フレイル予防の関係とかもあわせて、予防であるとか、あるいは中重度の方の生活支援も含めた支援体制であるとかということにつながっていくと。また、認知症の方の新たな施策といった部分も入ってくるというところでございます。

さらに引き続きまして、こちらの冊子では13ページ目になります、日常生活支援の体制整備という項目のうちの、生活支援コーディネーターについての記述になってございますが、生活支援を整備していかない限り、介護保険サービスも効果的には機能しないといったようなところから、生活支援コーディネーターの配置や、あるいは生活支援の体制を整えていくための、生活支援体制整備協議体の設置について記述されているところでございます。

この生活支援のコーディネートをやっていく、生活支援コーディネーターの配置も、まだまだ端緒についたばかりですので、今後できる限り市内全域に広げていくといったようなところで、生活支援体制整備協議体に協議をし、いろんな策を考えていただくところがございますけれども、こういった介護保険運協とも連携をとっていく、会議体の動きというところも、またこちらの介護保険運協でも、他の会議体についての動きについて報告させていただこうと考えています。

1枚めくっていただきまして、14ページ目の、イラストが描いてあるページの下の部分ですが、高齢者保健福祉計画の検討というところも取り上げてございます。(3)と書いてあるところなんですけれども、生活支援を検討していくに当たって、老人福祉法という、介護保険ではない、昔からある法律に基づく高齢者保健福祉計画についても内容を検討したというところが取り上げられているところでございます。

15ページ目には、その高齢者保健福祉計画で旧来位置づけられていた施策のこととか、それと、介護保険事業計画の基本指針との関連づけというところを取り上げております。このページのくだりの中では、それぞれの高齢者の福祉事業についてのさまざまな施策についての検討をしたというところが書かれているんですが、これについては、最終的にマルバツ式で結論づけるのではなくて、この先に書いてあるんですけれども、どういう形で高齢で困り事を抱えた人の生活を支えていくのかということを検討していくという、方向性を示すというような形での地域包括ケア計画となっており、今後、介護保険運営協議会で高齢者の方の生活支援について、生活支援体制整備協議体と一緒に、いろいろな施策についての検討等をしていただくといったようなところがございます。

私が今言いました、福祉計画の関連づけの形で出ているのが、ページ少し飛びますが、10ページほど、5枚めくっていただきまして左側24ページにですね、独居高齢者に

における包括的支援というのがございます。本計画は介護保険事業計画と福祉計画を一体として策定するものですが、高齢者保健福祉計画に位置づけられた各種の施策を、介護保険運営協議会にて評価した際に、非常にたくさん施策があり、多くの施策は開始されてから一定期間経過しており、現在の社会情勢にそぐわないのではないかとといった意見が出されたというところ、また、個別の施策について議論するのではなく、高齢者の生活状況に合わせた施策の組み合わせを考え、それによって包括的に支援していくべきではないかという議論を受けて、高齢者保健福祉計画に位置づけられた施策や、その運用のあり方について検討していきますというふうになっています。

事業計画上、検討していきますという位置づけでございますので、今後の、高齢者の方の実態の把握に加えて、よりよい福祉的な支援策というものを、こちらの介護保険運協の場で検討し、議論していけたらというふうに考えております。

その下の(3)として住まい方というのがございます。地域包括ケアシステムの構築に当たり、住まいが確保されるということが大前提です。高齢の方に限らず、住まいの確保というのはあらゆる地域住民の生活の基本となっています。しかしながら、住まいの確保に困難を抱える方がいることも事実であり、この計画は、調和を保つべき「地域福祉計画」という計画があるんですが、この計画においても、住まいや日常生活に不安を抱えた方への支援として、地域居住支援事業の調査研究を新規の取り組みとして取り上げているというところですので、この地域包括ケア計画においても、「この調査研究事業を住まい方の施策として位置づけていきます」とございます。

高齢の方のための地域包括ケア計画のほかに、障害を持たれている方や、地域の住民の福祉をどのように増進していくかという観点から、地域福祉計画というものが策定されたわけなんですけど、実際に、この介護保険運協からも、林会長をはじめとして、何人か委員の方が、地域福祉計画の策定委員会に参加していただいて、こちらの地域福祉計画の策定のプロセスに加わっていただいたといったようなところがございます。

この地域福祉計画で、居住についての支援事業が何かできないかという調査研究を行うということが位置づけられておりますので、事務局としては、居住の支援の調査研究のメインは、福祉総務課が、今日、事務局側の席に福祉総務課長が来ていただいておりますが、所管としてやっていくという予定になっておりますが、こちらの、住まいについての調査研究事業につきましても、介護保険運協に報告であったり、あるいはご意見を求める、もしくは委員の方に参加していただく等、さまざまな方法がないかというのを、今後研究していくといったようなところが掲げられておりますので、また、よろしく申し上げます。

その下に、5番として書いてある、地域における自立した生活の実現としての介護予防、フレイル予防の見解というのがございます。こちら、昨年度から、社会参加という1つの要因というのが一番メインに考えた、虚弱化の予防という観点でのフレイル予防活動に、地域包括支援センターを中心に、取り組んでいるところでございますけれども、こちらにつきましても、取り組みの進捗状況の報告であるとか、また、介護保険運協に適宜報告させていただき、その成果の評価等をしていただくというふうに考えております。

また、冊子のほうをめぐっていただきまして、32ページ、33ページといたしまして、第4章として、共生社会の実現に向けてという記述がございます。こちらの共生社会という言葉は、高齢の方だけでなく、あらゆる方が共に生きていけるということを指し示す言葉なんですけれども、1番の相談窓口の整備として、今後、地域包括ケアから地域共生社会へという、そういった流れもありますよと。そういった流れをとめるこ

となく、高齢の方だけではなくて、さまざまな方が地域で一緒に暮らせていけるような取り組みということで、共生社会の実現ということにつきましては、我々の地域包括ケア計画では、相談窓口というところの整備から始めようというふうに示しております。

ここの相談窓口につきましては、見開き右側の33ページの上の段になるんですけども、「今後、高齢者を含む、複雑な生活課題を抱えた様々な世帯への総合的な相談支援について、包括的な体制づくりを目指していきます」というところがございます。こちらにつきましては、相談窓口の、縦割りを乗り越えるような、総合的な相談支援というのをどのように実現していくのか、その取り組みや進捗状況について、また適宜、介護保険運営協議会にも報告させていただき、また適宜ご意見を頂戴できればというふうに考えております。

さらに、その次のページの、適正な利用負担のあり方というところでは、給付適正化の取り組みというのが取り上げられています。こちらにつきましては、主に介護保険係で取り組んでいるところが多いんですけども、保険事業の運営の、適正な運営を行っていくということについての取り組みというのを、1、2、3、4、5……およそ9ページにわたって取り上げさせていただいているんですが、こちらも、給付の適正化についての取り組み、そしてその目標を介護保険事業計画に盛り込むということは、介護保険法で新たに定められておりますので、そういった観点からも取り入れさせていただいております。

こういった、適正な保険事業の運営というものが、適正な保険料、あるいは適正な給付につながっていくという趣旨でございます。また、こちらの進捗等につきましても、介護保険運営協議会で、また適宜報告させていただき、ご意見を頂戴したいと考えております。

給付の適正化といいますと、介護保険の現場で働かれています方などには、保険の、お金の使い方についての話として捉えられることが多いんですが、今回、この給付の適正化で一番最初に取り上げさせていただいているのが、34ページの要介護認定の適正化というところがございます。介護度の認定につきましては、全国一律の基準で適正に行っていくというのが大前提になっておまして、認定自体が重く出てしまう、あるいは軽く出てしまうといったような偏りがないように、事務局のほうで、資料作成や審査会の結果等のチェック、あるいは、基本的なことなんですけれども、認定調査をしたときの資料作成について適正な書き方がされているかを、複数の人間でチェックしていくというようなところや、また実際に実務に携わる職員に対しての研修であるとか、そういったところをしっかりとやっていくというようなところを掲げてございます。

その次が、ケアプラン点検というのは、こちら36ページに掲げられております。これは、介護支援専門員、ケアマネジャーの方が、要介護認定のついた在宅の高齢者の方にサービスを提供していくときに、計画表をつくるんですけども、その計画自体がきちんと高齢者の方の自立を促すようなプランになっているかどうかという観点から、一件一件点検していくということへの取り組みを示させていただいております。

また、めくっていただきまして、住宅改修や福祉用具ですね、こちらは個別の保険の給付の話にはなってくるんですが、通常の介護のプロの方でない場合でも、住宅改修というのは一般の工務店などでも、きちんとした段取りを踏んでいただければ保険適用となりますので、そういった、住宅改修についての現場での点検を行っていく取り組みについて取り上げさせていただいております。

まためくっていただきまして、縦覧点検、医療情報との突合というのがございます。こちらは、介護保険の保険給付を実際にコンピューターで審査・支払いを行う事務を、

国立市では、国保連と言われている、国民健康保険団体連合会という医療保険の審査・支払いを行っているところですが、そこに介護保険についても委託しているというところでごさいます、それぞれの、国立市での介護保険の給付につきまして、コンピューターでチェックできる点を縦覧点検といひまして、ザッと並べて確認をして、各事業者に、給付がおかしくないですかといったような問い合わせをしてもらおうという縦覧点検、それから医療情報との突合といひまして、介護保険の中では幾つか、医療保険との、同時に使えない場合であるとか、あるいは医療保険を使っているときに介護保険の点数が変わるであるとかいったような、幾つか医療と関連した保険給付があるんですが、こういった医療情報と介護保険情報を突き合わせをして、異常な点がないかどうかを機械的に判断できるものは判断してもらおうと、そういう突合ということがあるんですが、そういったことも、給付の適正化のうちに入れておりますよというところでは。

その右側のページになるんですけれども、その次のページになるんですけれども、介護給付費通知というのがござひます。こちらは、介護保険の受給者の方に対して、これだけの保険を使っていることをお知らせする通知でござひます。

そしてまたその次のページとして、給付実績の活用というのがあります。こちらは、給付情報の中に矛盾した点がないかどうかというのを、さらに細かく出すことができるようになってきたというところで、保険の使い道におかしな点がないかというところを、直接事業者指導ができるような形で情報提供をしてもらおうというところがございますので、そういった国民健康保険団体連合会が作成した資料等を活用して、保険給付の適正な給付というところを目指すといったようなところを取り上げさせていただいております。

これらのほかにも、細かいところでまたござひますけれども、ざっとのところ、この本文の中での保険の関係であるとか、あるいは地域包括ケア実現のための関係、あと、介護予防であるとか、さまざまな施策について、今後、この30年度以降、次の8期の策定に入って行く前に、今現在の7期の事業計画、あるいは保険事業や介護予防事業等の各種事業の進捗状況についての報告や、ご意見をいただくといったようなプロセスを、介護保険運営協議会に諮らせていただきたいと考えております。

以上、雑駁ではござひますけれども、今回策定させていただいた地域包括ケア計画のうち、今後、皆様方、介護保険運営協議会の委員の皆様、報告あるいは意見を求めていくといったようなことに関わる部分について、説明させていただきました。

以上でござひます。

【林会長】

ありがとうございました。

ただいまご説明がありましたように、今回まとまりました、国立市地域包括ケア計画、これをベースにこの運営協議会も進めていくことになるわけです。

さて、今ご説明を聞いて何かござひましたら、事務局から説明を受けてもいいんですが、いかがでしょうか。これからずっと、これをベースにやっていきますので、また今後、何か不明な点等ありましたら、質問していただければと思います。今日のところは、よろしいですかね。

それで、今、馬場課長のほうからも、今後検討していく項目について幾つか言及がありました、この運営協議会でも、そうした項目を研究、審議していく必要があるんですが、かなり多岐にわたひまして、それから、縦割りの的に検討するのではなくて、やはりいろいろなつながりというか、関係を見ながら、そうした施策について検討が必要だと思ひます。そうすると、やはりこの運協の会議時間だけでは時間が足りないと思

われますので、検討部会を設置できないかというふうに考えております。

介護保険運営協議会規則というのがございまして、こちらの規則によりますと、会長が必要と認めるときは、検討部会を設置することができるという規定になっております。私、会長としては、検討部会を設置して、どういう論点があるのかを洗い出して、そうした各論についてどう取り組んでいくかを議論して、それをまたこちらの運協で、検討部会の検討結果の内容を踏まえてさらに議論を深めるということをしていきたいと思っているんですが、いかがでしょうか。そういう検討部会を設置してよろしいでしょうか。

特にご異論ないようでしたらば、検討部会を設置して、開催していきたいと思えます。よろしく願います。

どうぞ、小出委員。

【小出委員】

検討部会に参加するって、どういうふうに。先ほどの検討部会ですが、こちらに参加するメンバーというのは、具体的にはどのように選定されるんですか。

【林会長】

事務局、願います。

【事務局】

一応、介護保険運営協議会規則では、第10条の第2項としまして、検討部会は、会長が指名する委員をもって構成すると定められておりまして、委員さんの中から、参加していただく方を、会長から指名させていただいて、検討部会を設置するというふうなプロセスになっております。

【林会長】

今、そのように課長から、プロセスについて説明ありましたが、具体的な案というのを、まだ、私、固めておりませんので、事務局や、あるいは副会長と相談して、できるだけ早く、委員になっていただけるかどうかという打診をさせていただいて、という進め方をしたいと思っております。

【小出委員】

ちなみに、第6期では、どういった検討部会が設置されたかというのをちょっと教えていただいてよろしいでしょうか。

【林会長】

第6期はですね、新田副会長、よろしいですか。

【新田委員】

検討部会の部会長を務めさせていただきます新田ですが、その都度、このメンバーと必要であれば有識者等の意見も聞きながらですね。内容については、先ほどの、今馬場課長が話していただいた、全てにおいて検討させていただきました。

そして、その議論は、従来、もっと言うと昭和の時代から福祉施策というのはありましたから、そういったような時代背景も含めて、どのような施策が行われたか、つくられたのかということまで踏み込み、そして、国からの指針、そして今現在の状況を含めて、先ほど書いてありましたけども、その中の総合性、そして有用性、有効性について議論をして、そして廃止すべきもの、そしてまたそこのものに対して、廃止ではなくて包括的に行える支援の仕方ということを検討したと記憶しております。

さらに言うと、介護保険以前の問題とその時期につくられた施策、そして介護保険直後につくられた施策、そしてその後の施策というのは、大きく内容が違っております。そここのところの事情も含めながら、現在の有効な手段として、どのように進めていくか、例えば、住まいという問題ですね、住まいという問題に対して、何人がこの福祉サービ

スを使われているのかの個別検討まで行って、この方たちの支援の継続性は必要かどうかということも検討して、ほとんど必要なわけですね。でも、従来型のサービスの提供では、介護保険事業7期の中に含まれる、地域で暮らし続けるために、それだけでいいのかという議論をして、そして包括的支援を必要とする中で、どのような施策が必要かと、そんなような話をしたと記憶しております。中には非常に個別的なものもあり、大きな課題を持ったものもあるというふうに思っています。

おそらく、これから、第7期というのはとても重要な時期になると思っていまして、第7期をきちっと決めない限りは、2025年、30年を迎えることができないという、私は、大きな危機感を持っていて、その課題解決型に向けて、きちんと検討部会が動かない限り、いけないと。

そこでももちろん、議論されたことが、この介護保険部会で話される、さらに議論して、国立の施策になっていくことを願っています。

【小出委員】

ありがとうございました。

【林会長】

ほかに、何かございますでしょうか。

【山路委員】

ちょっと、よろしいですか。

【林会長】

山路委員。

【山路委員】

今の話に関連して、中身については新田先生の言われたことに、もちろん基本的には賛成なんですけど、住まいの問題1つをとってみても、高齢者にかかわる問題だけではないわけですね。これからますます高齢者の住まいの問題というのは深刻になってくるという意味では、やっぱり今の空き家の活用というのは非常に大きな柱になることは事実だけれども、それだけではない、いわゆる介護保険運協の股を超えるような、そういう、部際的な、横割りの問題がますます増えてくる。

それから、社会的孤立という問題をとってみても、まさに高齢者のひとり暮らし、認知症のひとり暮らしの方も増えているわけですから、高齢者の問題は深刻なんですけど、障害者の問題もしかり、生活困窮者の問題もしかり、いろんな自立困難な人たちの社会的孤立をどう支えていくのかという、この中で取り上げた地域共生社会全体の話ですね。

そうすると、検討部会の持ち方も、従来のように介護保険運協の中でだけ検討部会を持っていいのかということも含めて、ぜひ、縦割りを排するような横断的な課題については、介護保険運協の検討部会にこだわらずに、横断的な検討部会を開くということも必要になってくるんじゃないかということ、ぜひ検討していただきたいと思います。

【林会長】

はい、わかりました。ありがとうございます。ほかに、ございませんか。

それでは、用意した議題は以上なのですが。

【新田委員】

ちょっといいですか。

【林会長】

新田副会長。

【新田委員】

今の、山路先生の意見は、とっても重要な意見だと思っています。介護保険という枠

は、今の時代、ほんとうに小さな枠になってきて、障害とか等々含めて、いろんな問題が生じる中で、そのはざまにある問題がとても大きなことです。

そして、検討部会を開催していく中で、介護保険運協の中で承認されれば設立される検討部会ですが、その中で、そこを超える意見をどこかでやっていかざるを得ないという現実にもち当たるだろうなということを、行政のほうを理解して、応用を利かすというような発想を、ぜひしていくしかないなというふうに思っています。はい、よろしくをお願いします。

【林会長】

ありがとうございます。

ほかにならないようでしたら、議題は以上でして、その他で、事務局からございますか。はい、事務局をお願いします。

【事務局】

それでは、次回の予定についてお知らせいたします。5月の全体会はお休みにさせていただきます。5月は、先ほど会長がおっしゃられた検討部会を開催させていただきまして、そちらの一応日程としましては、5月18日金曜日、18時の予定で組ませていただきたいと思います。一応、メンバーの方にはその後ご連絡を差し上げる形にさせていただきます。

全体会のほうですが、6月が議会の開催時期になりますので、すみません、今と同じで、ちょっと不規則な日程になってしまって申しわけないんですが、6月29日金曜日に開催させていただきます。会場のほうは、こちらの、今、第1・第2会議室なんです。お隣の、第3・第4会議室で行いたいと思っております。

また開催の1週間前には、皆様に開催通知をお送りするようにいたしますので、よろしくお願いたします。

以上です。

【林会長】

ほかに、ございませんか。

それでは、これで終わりたいと思っております。どうも、お疲れさまでした。

—— 20:00 終了 ——